

老朽空き家等の対策の取組みについて

1. 老朽空き家等の除却費に対する補助事業の拡充

平成 26 年度に実施する「老朽空き家等除却促進事業」では、接道状況の悪い家屋に限定していた要件を見直し、倒壊や部材の落下の危険性がある家屋等へ補助対象を拡充する。

(1) 補助対象家屋

昭和 56 年 5 月以前に建築された家屋で、以下の①②のいずれかの要件を満たすもの

① 家屋の倒壊や部材の落下のおそれがあるなど、市が定める基準に該当する危険な家屋

- ・崩落・崩壊している
- ・屋根・外壁に穴があいている、構造材・下地材が露出している、大きく変形している
- ・建物の傾きが一定以上である
- ・構造材が欠損・腐食している
- ・屋根瓦・外壁・窓・その他家屋の付属物が落下するおそれがある 等

② 建設機械や車両の使用が困難であるなど、接道状況の悪い敷地上にある家屋

- ・敷地に接する道路の幅員が 2m 未満である敷地上にある家屋
- ・敷地に接する道路が階段状である敷地上にある家屋 等

(2) 補助金の額

以下の①②を比較し、いずれか低い額の 1/3 で 50 万円を上限とする

- ① 家屋の除却に要した額
- ② 市が定める基準額（基準額＝面積基準単価×延床面積）

(3) 開始予定日

平成 26 年 6 月 1 日から受け付けを開始し、予算の範囲内で、常時募集を行う。

- 平成 26 年度予算：50,000 千円

<参考> 事業の新旧比較

| | (新) 老朽空き家等除却促進事業 | (旧) 老朽家屋等除却促進事業 |
|-------------------------|---|--|
| 補助対象要件 ※右記の両要件を満たすもの | 昭和56年5月以前の建築家屋 ①家屋の倒壊や部材の落下のおそれがあるなど 市が定める基準に該当する危険な家屋 または ②建設機械・車両の使用が困難であるなど 接道状況の悪い敷地上にある家屋 | 同左 建設機械・車両の使用が困難なため除却費が割高となる 接道状況の悪い敷地上にある家屋 |
| 補助金額 | ①老朽空き家等の 除却に要した額 ②市が定める基準額 のうち低い額の 1/3 上限50万円 | ①老朽家屋等の除却にあたり 手壊しまたは手運搬に要した額 ②市が定める基準額 のうち低い額の 1/2 上限100万円 |
| 補助見込件数 | 100件 | 50件 |

2. 相談窓口のワンストップ化等

4月1日より市民に身近な区役所（総務企画課）に相談窓口を設け、放置された空き家に関する相談や通報を受け付けている。

また、建築都市局に空き家対策推進室を新設し、所有者等への指導など空き家対策を総合的かつ強力に推進する。

なお、保健福祉局東部生活衛生課長、環境局監視指導課長、消防局予防課長、並びに各区総務企画課長は、空き家対策推進室の空き家対策担当課長兼務となっている。

